裏

3　行政庁は、責任共済等の事業を行う組合の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として検査をしなければならない。

4　行政庁は、前2項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に、組合の子法人等若しくは当該組合の共済代理店の施設に立ち入らせ、当該組合に対する質問若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

5　組合の子法人等又は当該組合の共済代理店は、正当な理由があるときは、前項の規定による質問及び検査を拒むことができる。

6　第1項から第4項までの規定による立入り、質問又は検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

7　第1項から第4項までの規定による立入り、質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第114条　（略）～第105条の4第1項若しくは第3項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同条第2項若しくは第4項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、30万円以下の罰金（信用協同組合又は第9条の9第1項第1号の事業を行う協同組合連合会に係る報告又は検査にあつては、1年以下の懲役又は300万円以下の罰金）に処する。

第114条の7　共済代理店が、第9条の7の5第1項（第9条の9第5項又は第8項において準用する場合を含む。）において準用する保険業法第305条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、若しくは虚偽の答弁をせず、若しくは同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第9条の7の5第1項において準用する同法第306条若しくは第307条第1項の規定による命令に違反したときは、20万円以下の過料に処する。

○保険業法（平成7年法律第105号）

第305条　内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定保険募集人又は保険仲立人に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、当該特定保険募集人若しくは保険仲立人の事務所に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第311条　（略）～第305条の規定による立入り、質問又は検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

2　前項に規定する各規定による立入り、質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（備考）　用紙の大きさは、日本工業規格Ｂ７とする。

附　則

（施行期日）

1　この命令は、保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の中小企業等協同組合法施行規則様式第三十四により使用されている書類は、この命令による改正後の中小企業等協同組合法施行規則様式第三十四によるものとみなす。

○財務省令・内閣府令第10号
経済産業省

保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十年法律第五十七号）の施行に伴い、及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十四条の四第1項第二号の規定に基づき、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十一年十二月二十四日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫
財務大臣　藤井　裕久
経済産業大臣　直嶋　正行

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

経済産業省・財務省・内閣府令第　号

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年財務省・経済産業省令第1号）の一部を次のように改正する。

第四十八条第二号ハ中「第九条の七の五第三項」を「第九条の七の五第二項」に改める。

附　則

この命令は、保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

○厚生労働省令第十一号
内閣府

保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十年法律第五十七号）の施行に伴い、及び労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十四条の四第1項第二号の規定に基づき、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十一年十二月二十四日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫
厚生労働大臣　長妻　昭

労働金庫法施行規則の一部を改正する省令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省労働省令第1号）の一部を次のように改正する。

第百五十二条の十二第二号ハ中「第九条の七の五第三項」を「第九条の七の五第二項」に改める。

附　則

この命令は、保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

○内閣府令・農林水産省令第十四号

保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十年法律第五十七号）の施行に伴い、並びに農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の二の四、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の九（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）並びに農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十九